

### 子どもの人権 110 番

「子どもの人権 110 番」は、学校における「いじめ・体罰」や家庭内における児童虐待など、子どもが発する信号をいち早くキャッチし、その解決に導くための相談を受け付ける専用相談電話です。

法務局と人権擁護委員連合会では、8月29日から9月4日までの一週間で「子どもの人権 110 番」強化週間と定め、時間を延長して電話相談に応じることとしています。

■フリーダイヤル 0120-007-110 (全国共通)

- と き
    - ・8月29日(木)・30日(金)8時30分～19時
    - ・8月31日(土)・9月1日(日)10時～17時
    - ・9月2日(月)～4日(水)8時30分～19時
  - 相談担当者 釧路人権擁護委員連合会の人権擁護委員・釧路地方方法務局職員
  - 問合せ 釧路地方方法務局人権擁護課 (☎0154-31-5014)
- ※上記期間以外の相談受け付けは、月～金8時30分～17時15分(土日祝日を除く)

■問合せ 町民課住民活動係 (☎47-2203 役場1階窓口1番)

### なくそう！望まない受動喫煙 ～マナーからルールへ～



健康増進法の一部を改正する法律によって、ほとんどの施設が原則屋内禁煙になり「望まない受動喫煙を防止する」ための取り組みは、マナーからルールへと変わりました。たばこを吸わない方の受動喫煙の機会は大きく減少すると考えられます。厚生労働省は、今後も健康への影響が大きい子どもなどに特に配慮するなど、より一層健康リスクの低減をめざしています。

①学校や医療機関などが原則敷地内禁煙となっています(2019年7月から)

学校、医療機関、児童福祉施設および行政機関の庁舎(第一種施設)などが原則敷地内禁煙となっています。ただし、こうした施設の屋外には、必要な措置が取られた場所に限り、喫煙場所の設置ができます。

②多数の方が利用する施設が原則屋内禁煙となります(2020年4月から)

第一種施設を除く、一般の会社や工場、飲食店や遊技場など、多数の方が利用する施設(第二種施設)が原則屋内禁煙となります。

(1)施設における事業内容や経営規模への配慮から、類型・場所ごとに所定の要件に適合すれば各種喫煙室(専用室、可能室、加熱式たばこ専用室、目的室)の設置ができます。

「喫煙専用室」は、喫煙のみが可能な専用室で、飲食などのサービスの提供をすることはでき

ません。「加熱式たばこ専用喫煙室」では喫煙可能となるのが加熱式たばこに限られますが、飲食などのサービスの提供が可能です。

(2)喫煙可能な設備を持った施設には必ず指定された標識の掲示が義務付けられています。こうした標識が掲示された施設には、掲示内容に示された喫煙室が設置されています。

(3)20歳未満の方は、たとえ喫煙を目的としない場合であっても、一切、喫煙エリア(屋内、屋外を含めたすべての喫煙室、喫煙設備)へは立入禁止となります。これについては、たとえ従業員であっても立ち入ることはできません。

#### ■全面施行に向けたスケジュール

2020年4月の全面施行までは、施設によっては、喫煙室の設備や標識の掲示などが完備されていない可能性があります。施設へ入る際や施設内での各部屋への移動の際には、十分に注意してください。

○厚生労働省 受動喫煙対策に係るコールセンター ☎03-5539-0303 (受付時間9時30分～18時15分(土日・祝日は除く))

○厚生労働省ホームページ

○問合せ オホーツク総合振興局 保健環境部北見地域保健室 (☎24-4171)



### 住民税非課税者と 子育て世帯対象

## 訓子府町プレミアム付 商品券を販売します

令和元年10月に予定されている消費税率10%への引き上げが、所得の少ない方や子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的として、プレミアム付き商品券を販売します。

#### 対象者

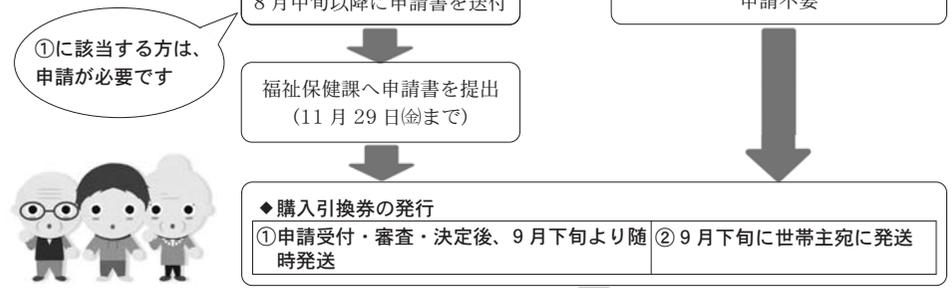
- ①住民税非課税者  
平成31年1月1日時点で訓子府町に住民登録しており、平成31年度住民税が非課税の方  
※住民税課税者と生計同一の配偶者、扶養親族および生活保護受給者などは対象外
- ②3歳未満児子育て世帯主  
平成28年4月2日から令和元年9月30日までに生まれた子が属する世帯の世帯主



#### 商品券の概要

- ・5,000円の商品券(500円×10枚つづり)を4,000円で販売
- ・プレミアム率 25%
- ・上 限 (対象者①)1人25,000円の商品券(販売額20,000円)まで  
(対象者②)対象となるお子さん1人につき25,000円の商品券(販売額20,000円)まで
- ※①、②両方に該当する方はそれぞれの分を購入できます。
- 販売期間 令和元年10月1日から令和2年1月31日
- 使用期間 令和元年10月1日から令和2年2月29日

#### 商品券購入までの流れ



訓子府町プレミアム付商品券の購入  
プレミアム付商品券販売所：訓子府町商工会  
※購入引換券の送付時に、使用可能店舗などについてお知らせします。

■販売期間：令和元年10月1日から令和2年1月31日まで  
※土日・祝日・年末年始を除く。  
■販売時間：9時～16時

①に関すること／福祉保健課 (☎47-5555) ②に関すること／子ども未来課 (☎47-2367) 総合窓口/元気なまちづくり推進室 (☎33-5008)

※プレミアム付商品券の特殊詐欺や個人情報の詐取にご注意ください※  
「プレミアム付商品券」を販売するために、役場や内閣府などが手数料などの振り込みを求めたことやATM(銀行・コンビニなどの現金自動預払機)での操作をお願いすることは絶対にありません。